

総 税 企 第 87 号
令和 8 年 8 月 12 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局企画課長

令和 8 年熊本地震による被災者に対する申告等の期限の延長について

令和 8 年熊本地震による被災者に対しては、「令和 8 年熊本地震による被災者に対する減免措置等について」（令和 8 年 8 月 4 日総税企第 80 号）において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところです。

同通知において、国税庁における地域指定の予定についてご連絡していたところですが、本日付けで国税庁長官により、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、対象地域が指定されましたので、お知らせいたします。

この指定が行われたことも踏まえ、引き続き、申告等の期限の延長等について適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

熊本の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件

国税庁告示第二十一号

五号第三十一条の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものは、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。で、その期限が令和八年七月二十八日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

国税庁長官 青木 孝徳

熊 本 県	都 道 府 県 名
八 代 市 宇 土 市 宇 城 市 八 代 郡 氷 川 町	指 定 地 域